

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく届出状況

【太陽光発電】

年度	届出件数	【内訳】出力規模別件数		【内訳】設置形態別件数	
		50kW以上	50kW未満	営農型	一般野立て
令和6年度 ※R6.10.22現在	18	0	18	0	18
令和5年度	38	0	38	5	33
令和4年度	83	2	81	54	29
令和3年度	90	4	86	27	63

【届出内容等】(令和3年度～令和5年度累計) ※太陽光発電以外の届出はなし

届出：211 件 事業区域の面積：527,385 m² (52.7 ha) 発電出力：14,200 kw

【条例の効果等】

- ①地域住民等への事前説明により、住民等の理解を前提とした事業が実施される。
- ②事業者による事業区域及び設備の適切な管理が行われる。
- ③自然環境や生活環境等に配慮した発電設備の設置につながる。

【その他】

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（再エネ特措法）の改正(令和6年4月1日施行)

- ・FIT/FIP認定の要件として、周辺地域住民への説明会等の事前周知が定められた。
- ・周辺地域の住民の範囲について、事業場所の敷地境界から一定距離（低圧100m、特別高圧・高圧300m、法アセス対象1km）の居住者等が対象とされたが、地域の実情を把握する市町村へ事前相談することが定められた。本市に相談があった場合、条例に基づく住民等の範囲への説明を求めている。

【課題】

- ・設備設置後の事業譲渡等が増加しており、継承後も事業者において適切な管理がなされるよう指導していく必要がある。
- ・FIT期間終了後の発電設備の適切な運用または廃棄処理の状況を把握していく必要がある。